

平成28年第3回千葉市議会定例会議案

議案第101号乃至第137号

平成28年9月

 千葉市

平成28年第3回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
101	平成28年度千葉市一般会計補正予算(第2号)	別冊
102	平成28年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
103	平成28年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
104	平成28年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
105	平成28年度千葉市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
106	千葉市市税条例の一部改正について	1
107	千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	3
108	千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	38
109	千葉市証明等手数料条例及び千葉市印鑑条例の一部改正について	39
110	千葉市スポーツ施設設置管理条例の一部改正について	41
111	千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例の制定について	43
112	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	46
113	千葉市立小学校設置条例の一部改正について	54
114	千葉市都市公園条例の一部改正について	55
115	工事請負契約について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-1工区))	58
116	工事請負契約について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-2工区))	59
117	議決事件の一部変更について(旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事に係る工事請負契約)	60
118	市道路線の認定について	64
119	平成27年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	75
120	決算の認定について(平成27年度千葉市一般会計歳入歳出決算)	76
121	決算の認定について(平成27年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)	77
122	決算の認定について(平成27年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)	78
123	決算の認定について(平成27年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	79
124	決算の認定について(平成27年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算)	80

議案 番号	議 案 件 名	頁
125	決算の認定について(平成27年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算)	81
126	決算の認定について(平成27年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算)	82
127	決算の認定について(平成27年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算)	83
128	決算の認定について(平成27年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算)	84
129	決算の認定について(平成27年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算)	85
130	決算の認定について(平成27年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算)	86
131	決算の認定について(平成27年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算)	87
132	決算の認定について(平成27年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算)	88
133	決算の認定について(平成27年度千葉市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算)	89
134	決算の認定について(平成27年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算)	90
135	決算の認定について(平成27年度千葉市病院事業会計決算)	91
136	決算の認定について(平成27年度千葉市下水道事業会計決算)	92
137	決算の認定について(平成27年度千葉市水道事業会計決算)	93

議案第106号

千葉市市税条例の一部改正について

千葉市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削り、同条第3項及び第5項中「個人番号又は」を削る。

第3条の5第3項及び第5項中「個人番号又は」を削る。

第15条第2項中「、個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第18条の6第5項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

第21条第1項中「同法施行令」を「都市再開発法施行令」に、「第52条」を「第53条」に改める。

第44条の3第1項及び第2項中「個人番号又は」を削る。

附則第5条第5項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 法附則第15条第33項第1号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同号の」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の3第1項、第3項及び第5項、第3条の5第3項及び第5項、第15条第2項、第18条の6第5項、第21条第1項並びに第44条の3第1項及び第2項並びに附則第5条第5項の改正規定並びに同条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の附則第6条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を延長するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第107号

千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第4節 運営に関する基準(第50条—第59条) を  
第4章 認知症対応型通所介護 」

「第4節 運営に関する基準(第50条—第59条)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針(第59条の2)

第2節 人員に関する基準(第59条の3・第59条の4)

第3節 設備に関する基準(第59条の5)

第4節 運営に関する基準(第59条の6—第59条の20)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第59条の21・第59条の22)

第2款 人員に関する基準(第59条の23・第59条の24)

第3款 設備に関する基準(第59条の25・第59条の

26)

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）

第4章 認知症対応型通所介護」  
に改める。

第6条第11項中「対する」の次に「第26条第1項に規定する」を加える。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28第1項及び第59条の29第2項」に改める。

第24条第1号及び第3号中「当たっては、」の次に「第26条第1項に規定する」を加え、同条第4号中「及び」の次に「第26条第1項に規定する」を加える。

第25条第3項中「医師に」の次に「次条第1項に規定する」を加える。

第30条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第39条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する」を削る。

第51条第1号及び第3号中「当たっては、」の次に「次条第1項に規定する」を加える。

第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（第4節において「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。第8項及び第59条の5第5項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この条及び第59条の5第5項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又



は指定介護予防通所介護の利用者。以下この条及び第59条の5第3項において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第59条の5第2項、第59条の12及び第59条の14において同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるも

のとする。

- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、事務室及び相談室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する食堂及び機能訓練室の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する

指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

#### 第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

- 第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

- 第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように

しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところ

によるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されて

いる場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、高齢者虐待の防止を図るため、毎年1回以上、研修を実施しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、地震その他の非常災害に備え、当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な

管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。



(事故発生時の対応)

- 第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
  - 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

- 第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。
    - (1) 地域密着型通所介護計画
    - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
    - (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
    - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
    - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
    - (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第53条中「訪問介護員等」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもので

なければならない。

- 2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。第59条の28第2項、第59条の30第4号及び第59条の33第2項において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

#### 第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。（管理者）

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

### 第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第2項及び第59条の34第4号において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、事務室、相談室及び指定療養通所介護を行うためにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

### 第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによ

るものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の3 1 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第73条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、

作成しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この条において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養

通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の第59条の3第1項に規定する療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の3第4項 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の3第5項 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等



に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業者における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第63条第3項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第70条第3号中「当たっては、」の次に「次条第1項に規定する」を加える。

第71条第5項中「行う」の次に「ものとする」を加える。

第72条を次のように改める。

#### 第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

#### 第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、  
評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までに、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。

第82条第6項の表指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第10項中「及び」の次に「第96条第3項に規定する」を加え、同条第12項中「代えて、」の次に「第96条第3項に規定する」を加える。

第86条第2項第1号を次のように改める。

#### (1) 居間及び食堂

ア 居間及び食堂は、それぞれ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

第86条第3項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第92条第3号中「当たつては、」の次に「第96条第3項に規定する」を加える。

第105条を次のように改める。

#### 第105条 削除

第107条第2項第4号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第59条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第110条第5項中「であつて、」の次に「第118条第3項に規定する」を加える。

第117条第3項中「認知症対応型共同生活介護計画」を「次条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護

について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「第72条、第76条、第105条第1項」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」

とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第191条第8項中「及び」の次に「第199条第4項に規定する」を加える。

第195条第2項第1号を次のように改める。

(1) 居間及び食堂

ア 居間及び食堂は、それぞれ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

第197条第3号中「当たっては、」の次に「第199条第4項に規定する」を加え、同条第9号中「及び」の次に「第199条第4項に規定する」を加える。

第198条第3項中「医師に」の次に「次条第4項に規定する」を、「及び」の次に「次条第9項に規定する」を加える。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「あり、第74条第3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改め、「、第72条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と」を削る。

（千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この

項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

- (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第44条第6項の表指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を、「指定認知症対応型通所介護事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第71条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」を加え、同条第10項中「及び」の次に「第67条第3号に規定する」を加え、同条第12項中「代えて、」の次に「第67条第3号に規定する」を加える。

第48条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 居間及び食堂

ア 居間及び食堂は、それぞれ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保できる場合にあつては、同一の場所と



することができる。

第62条を次のように改める。

#### 第62条 削除

第64条第2項第4号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第31条」を「、第31条」に、「、第37条」を「及び第37条」に、「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第71条第5項中「であって」の次に「第88条第2号に規定する」を加える。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条（第5項を除く。）」を加え、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」との次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

（千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第45条第12項中「指定地域密着型サービス基準条例」という。)の次に「第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例」を加える。

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第66号)の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第113条・第114条)

目次中 第2款 人員に関する基準(第115条・第116条)

第3款 設備に関する基準(第117条・第118条)

第4款 運営に関する基準(第119条—第130条) 」

を「第5節 削除」に改める。

第42条第1項中「第43条」を「次条」に改める。

第45条第2項中「第46条」を「次条」に改める。

第99条第1項第3号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、「第8項並びに第101条第4項及び第5項」を「第7項及び第101条第5項」に、「第101条第4項に」を「第101条第5項に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第101条第2項第1号中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

第105条第5項中「行う」の次に「ものとする」を加える。

第7章第5節を次のように改める。

#### 第5節 削除

第113条から第130条まで 削除

第131条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「利用者。以下この条」の次に「及び第133条第3項」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第133条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第181条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（千葉市指定地域密着型サービス条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第245条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、千葉市指定地域密着型サービス条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第97条第1項第3号中「第8項及び第99条第5項において同じ」を「)又は指定地域密着型通所介護事業者(千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第8項及び第99条第5項において「指定通所介護事業者等」という)」に、「以下この条及び第99条第5項において同じ」を「)又は指定地域密着型通所介護(千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下この条及び第99条第5項において「指定通所介護等」という)」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の3第1項から第7項まで」に改める。

第99条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第101条第1項から第3項まで」の次に「又は千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の5第1項から第3項まで」を加える。

第112条第7項中「第6項まで」を「第5項まで」に改める。

第232条第2項中「指定居宅サービス事業者をいう。)」の次に「、指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」の次に「、指定地域密着型通所介護(千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項において同じ。)」を加え、同

条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

(千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第95条第1号中「以下同じ。)であって」を「)又は指定地域密着型通所介護事業者(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)

(以下「指定通所介護事業者等」という。)であって」に、「以下同じ。)を」を「)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を」に改め、同条第2号中「以下同じ。)の食堂」を「)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂」に改め、「第101条第2項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第2項」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第96条中「千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

第149条及び第159条中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所

介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

(千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第60条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))」を加え、「以下同じ。)を提供」を「)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所」を「)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所」に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の次に「(指定居宅サービス等基準条例第101条第2項又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第2項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。))」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第60条の2中「千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設

備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第65号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成28年11月1日から施行する。

##### （経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所であって、この条例の施行の際、居間及び食堂の面積の合計が3平方メートルに通りサービスの利用定員を乗じて得た面積に満たないものについては、第1条の規定による改正後の千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第86条第2項第1号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以後に当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所を移転したとき、又は当該事業所の施設を改築し、若しくは居間若しくは食堂の面積を増加したときは、この限りでない。

第3条 施行日前から指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所であって、この条例の施行の際、居間及び食堂の面積の合計が3平方メートルに通りサービスの利用定員を乗じて得た面積に満たないものについては、第1条の規定による改正後の千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第195条第2項第1号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以後に当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所を移転したとき、又は当該事業所の施設を改築し、若しくは居間若しくは食堂の面積を増加したときは、この限りでない。

第4条 施行日前から指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所であって、この条例の施行の際、居間及び食堂の面積の合計が3平方メートルに通りサービスの利用定員を乗じて得た面積に満たないものについては、第2条の規定による改正後の千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密

着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第48条第2項第1号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以後に当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所を移転したとき、又は当該事業所の施設を改築し、若しくは居間若しくは食堂の面積を増加したときは、この限りでない。

~~~~~

議 案 説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、地域密着型通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第108号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和43年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表千葉市立海浜病院の項中「形成外科」を「形成外科 脳神経外科」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

海浜病院の診療科目を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第109号

千葉県証明等手数料条例及び千葉県印鑑条例の一部改正について  
千葉県証明等手数料条例及び千葉県印鑑条例の一部を改正する条例を  
次のとおり制定するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県証明等手数料条例及び千葉県印鑑条例の一部を改正する  
条例

(千葉県証明等手数料条例の一部改正)

第1条 千葉県証明等手数料条例(昭和22年千葉県条例第15号)の  
一部を次のように改正する。

第2条第1号中「300円」の次に「(千葉県印鑑条例(昭和54  
年千葉県条例第31号)第16条に規定する端末機(以下「端末機」  
という。)を使用して交付する場合にあっては、250円)」を加え、  
同条第6号及び第9号中「300円」の次に「(端末機を使用して交  
付する場合にあっては、250円)」を加え、同条第14号中  
「450円」の次に「(端末機を使用して交付する場合にあっては、  
400円)」を加える。

(千葉県印鑑条例の一部改正)

第2条 千葉県印鑑条例(昭和54年千葉県条例第31号)の一部を次  
のように改正する。

第14条第3項中「から第7号まで」を「、第4号、第6号及び第  
7号」に改める。

第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰  
り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第16条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、本市の電子計算  
機と電気通信回線で接続された端末機を使用して、規則で定める方  
法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けること  
ができる。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

コンビニエンスストアに設置された多機能端末等により住民票の写し等を交付する場合の手数料の額を定めるとともに、多機能端末等により印鑑登録証明書を交付できることとするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第110号

千葉県スポーツ施設設置管理条例の一部改正について

千葉県スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県スポーツ施設設置管理条例（平成3年千葉県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の表千葉県高洲市民プールの項中「千葉県高洲市民プール」を「千葉県高洲スポーツセンター」に、「千葉県美浜区高洲4丁目2番1号」を「千葉県美浜区高洲4丁目2番2号」に改め、同表に次のように加える。

千葉県磯辺スポーツセンター	千葉県美浜区磯辺1丁目50番1号
---------------	------------------

附則に次の1項を加える。

（指定管理者の指定の手続等の特例）

- 4 千葉県磯辺スポーツセンターの指定管理者の指定（平成33年3月31日以前を期間の終期とするものに限る。）の手続については、第14条第1項から第4項までの規定にかかわらず、市長は、当該スポーツ施設の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人等を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「附則第4項前段」と、同条第6項中「前各項」とあるのは「前項及び附則第4項」とする。

別表第1 千葉県高洲市民プールの項中「千葉県高洲市民プール」を「千葉県高洲スポーツセンター」に改め、同表に次のように加える。

千葉県磯辺スポーツセンター	体育館	午前9時から午後9時まで
	多目的グラウンド	午前9時から午後5時まで

別表第2 第2項第1号を次のように改める。

(1) 千葉県高洲スポーツセンター

区分	2時間まで	超過1時間につき
一般	220円	110円
中・高校生	100円	50円
小学生以下	70円	35円

備考 30人以上の団体使用の場合は、1割引とする。

別表第2中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 多目的グラウンド利用料金

区分	2時間まで	超過1時間につき
一般	1,420円	710円
高校生	680円	340円
中学生以下	460円	230円

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の表及び別表第1の改正規定（千葉県高洲市民プールの項に係る部分に限る。）並びに別表第2第2項第1号の改正規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第4項前段の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

~~~~~

議 案 説 明

新たに、磯辺スポーツセンターを設置するとともに、高洲市民プールの名称及び位置を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第111号

千葉県産業用地整備支援事業審査会設置条例の制定について  
千葉県産業用地整備支援事業審査会設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県産業用地整備支援事業審査会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県産業用地整備支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

(1) 産業用地整備支援事業（本市の区域内における企業立地（法人その他の団体が、その事業の用に供する工場、研究所、事務所等の新增設を行うことをいう。以下この号及び次条第2項第4号において同じ。）の促進を図るため、事業者が行う都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他の企業立地のための環境の整備に対し、本市が道路、下水道等の公共の用に供する施設の整備に要する費用の一定額を負担することをいう。第3号において同じ。）に係る計画の募集に関する事項

(2) 前号の計画の選定に係る基準に関する事項

(3) 産業用地整備支援事業に係る企画提案書の審査及び評価に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

- (2) 金融機関の職員
- (3) 各種経済団体の職員
- (4) 企業立地等に関する知見を有する者  
(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議 案 説 明

産業用地整備支援事業審査会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。



議案第 1 1 2 号

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年千葉県条例第 8 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 4 条第 7 号イの表 2 階の部避難用の項及び同表 3 階の部避難用の項中「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改め、同表 4 階以上の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改める。

附則に次の 4 条を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

第 1 0 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 2 7 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 4 6 条第 2 項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保

育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第11条 前条の事情に鑑み、当分の間、第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第12条 附則第10条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

第13条 前2条の規定を適用するときは、保育士（附則第3条又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第46条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

（千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園教諭に係るもの」を「幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。附則第7条において同じ。）」に改める。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙す

ることができる」と認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第43条中「この条及び次条において」を削り、同条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)に

において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

（千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表備考第1号中「のうち幼稚園教諭に係るもの」を削り、「。以下この号」の次に「及び附則第8条」を加える。

第14条第1項の表第5条第1項の項中「園児」の次に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）」を加え、同表第14条第1項の項中「第14条第1項に」を「（平成26年千葉県条例第46号）第14条第2項に」に改め、同条第2項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する」を削る。

附則に次の4条を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第7条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育

及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

第8条 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第9条 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第10条 前2条の規定により第5条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

（千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第4条 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉市条

例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「のうち幼稚園の教諭に係るもの」を削る。

第 6 条第 3 項ただし書中「第 2 0 条 1 項」を「第 2 0 条第 1 項」に改める。

第 2 0 条第 1 項の表中

「

|                     |                        |                                            |
|---------------------|------------------------|--------------------------------------------|
| 第 4 4<br>条第 7<br>号  | 又は遊戯室                  | 、遊戯室又は便所                                   |
| 第 4 4<br>条第 7<br>号ア | 準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。） | 準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）<br>（幼稚園にあっては、耐火建築物） |

を

」

「

|                     |                                                                                            |                                                                                           |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 4 4<br>条第 7<br>号  | 又は遊戯室                                                                                      | 、遊戯室又は便所                                                                                  |
|                     | 3 階以上に設ける建物は                                                                               | 3 階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物（以下この号において「耐火建築物」という。）であって |
| 第 4 4<br>条第 7<br>号ア | 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。） | 耐火建築物又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）（幼稚園にあっては、耐火建築物）                     |

に

」

改める。

附則に次の5項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

- 4 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第4条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 5 第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。）をもって代えることができる。
- 6 第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 7 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

|       |                                                         |                                                |
|-------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 附則第5項 | 第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者                | 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者                |
| 附則第6項 | 第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者          | 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者                         |
| 附則第7項 | 第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者 | 市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育所等における保育士等の配置要件を緩和するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第 1 1 3 号

千葉市立小学校設置条例の一部改正について

千葉市立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市立小学校設置条例の一部を改正する条例

千葉市立小学校設置条例（昭和 3 9 年千葉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表千葉市立花見川第一小学校の項及び千葉市立花見川第二小学校の項を削り、同表に次のように加える。

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 千葉市立花見川小学校 | 千葉市花見川区花見川 4 番 1 号 |
|------------|--------------------|

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

花見川第一小学校及び花見川第二小学校を統合し、新たに花見川小学校を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 1 1 4 号

千葉市都市公園条例の一部改正について

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和 3 4 年千葉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「殺傷又は」を「殺傷し、又は」に改め、同条第 5 号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条第 7 号中「車馬」を「車両」に改め、同条第 9 号中「として規則で定める行為」を「をすること。」に改め、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9）公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為をすること。

附則に次の 1 項を加える。

（指定管理者の指定の手続等の特例）

6 千葉市蘇我スポーツ公園の第 2 多目的グラウンド（南）の指定管理者の指定（平成 3 2 年 3 月 3 1 日以前を期間の終期とするものに限る。）の手続については、第 3 2 条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、市長は、当該有料公園施設の管理を適切かつ確実に行うことができることを認める法人等を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。この場合において、同条第 6 項中「前 2 項」とあるのは「附則第 6 項前段」と、同条第 7 項中「前各項」とあるのは「前項及び附則第 6 項」とする。

別表第 2 千葉市蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉市蘇我スポー	蘇我球技場	千葉市蘇我球技場 条例に定めるところ	千葉市蘇我球技場 条例に定めるところ
----------	-------	-----------------------	-----------------------

ツ公園		ろによる。	ろによる。
	多目的広場	年末年始以外の日	午前9時から午後9時まで
	庭球場		
	第1多目的グラウンド		
	第2多目的グラウンド(北)		午前9時から午後5時まで
第2多目的グラウンド(南)			

別表第3 千葉市蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉市蘇我スポーツ公園	多目的広場
	庭球場
	第1多目的グラウンド
	第2多目的グラウンド(北)
	第2多目的グラウンド(南)

別表第9第17項中「第1多目的グラウンド」を「千葉市蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンド」に、同表第18項中「第2多目的グラウンド(北)」を「千葉市蘇我スポーツ公園第2多目的グラウンド(北)及び第2多目的グラウンド(南)」に改める。

附 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第4条第4号、第5号、第7号及び第9号の改正規定並びに同号を同条第10号とし、同条第8号の次に1号を加える改正規定は平成29年1月1日から施行する。
- この条例による改正後の附則第6項前段の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。



議 案 説 明

蘇我スポーツ公園に第2多目的グラウンド（南）を設置するほか、
所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであり
ます。

議案第115号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-1工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺4丁目地内
- 3 工事概要 (1) 管推進工一式
(2) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 521,640,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで
- 7 請負者 千葉市中央区蘇我1丁目10番5号
伊藤・京葉工管建設共同企業体
代表者 千葉市中央区蘇我1丁目10番5号
株式会社伊藤工務店
代表取締役 伊藤 大介
千葉市美浜区新港139番地の2
京葉工管株式会社
代表取締役 内藤 栄男

~~~~~

議案説明

液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-1工区）を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第116号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-2工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺4丁目地内
- 3 工事概要 (1) 管推進工一式  
(2) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 452,520,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで
- 7 請負者 千葉市若葉区貝塚町2035番地7  
白川・伊藤建設共同企業体  
代表者 千葉市若葉区貝塚町2035番地7  
株式会社白川土建  
代表取締役 白川栄玉  
千葉市中央区蘇我1丁目10番5号  
株式会社伊藤工務店  
代表取締役 伊藤大介

~~~~~

議案説明

液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-2工区）を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 1 7 号

議決事件の一部変更について

平成 2 7 年 9 月 1 5 日に議決され、平成 2 8 年 6 月 2 4 日一部変更議決された「旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事に係る工事請負契約」中、次のとおり工期を変更するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

1 工 期

変更前 契約締結日の翌日から 4 2 0 日間

変更後 契約締結日の翌日から 4 6 7 日間

(契約締結日 平成 2 7 年 9 月 1 5 日)

(参考－１)

議案第１３０号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成２７年９月４日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺５丁目２番１号
- 3 工事概要 (1) 校舎棟 解体工一式
(2) 屋内運動場 解体工一式
(3) プール、体育倉庫、外構施設等 解体工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 ６５１，２４０，０００円
- 6 工期 契約締結日の翌日から３６０日間
- 7 請負者 千葉市美浜区幕張西３丁目１番１５号
市原・小椰建設共同企業体
代表者 千葉市美浜区幕張西３丁目１番１５号
株式会社市原組
代表取締役 松山淳一
千葉市稲毛区小仲台６丁目２０番２号
株式会社小椰組
代表取締役 小椰泰三郎

(参考－２)

議案第９２号

議決事件の一部変更について

平成２７年９月１５日に議決された「旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

平成２８年６月９日提出

千葉市長 熊谷俊人

１ 契約金額

変更前 ６５１，２４０，０００円

変更後 ６６３，６１３，５６０円

２ 工 期

変更前 契約締結日の翌日から３６０日間

変更後 契約締結日の翌日から４２０日間

(契約締結日 平成２７年９月１５日)



議 案 説 明

旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事に係る工事請負契約の工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第 1 1 8 号

市道路線の認定について

市は、次のとおり市道路線を認定するものとする。

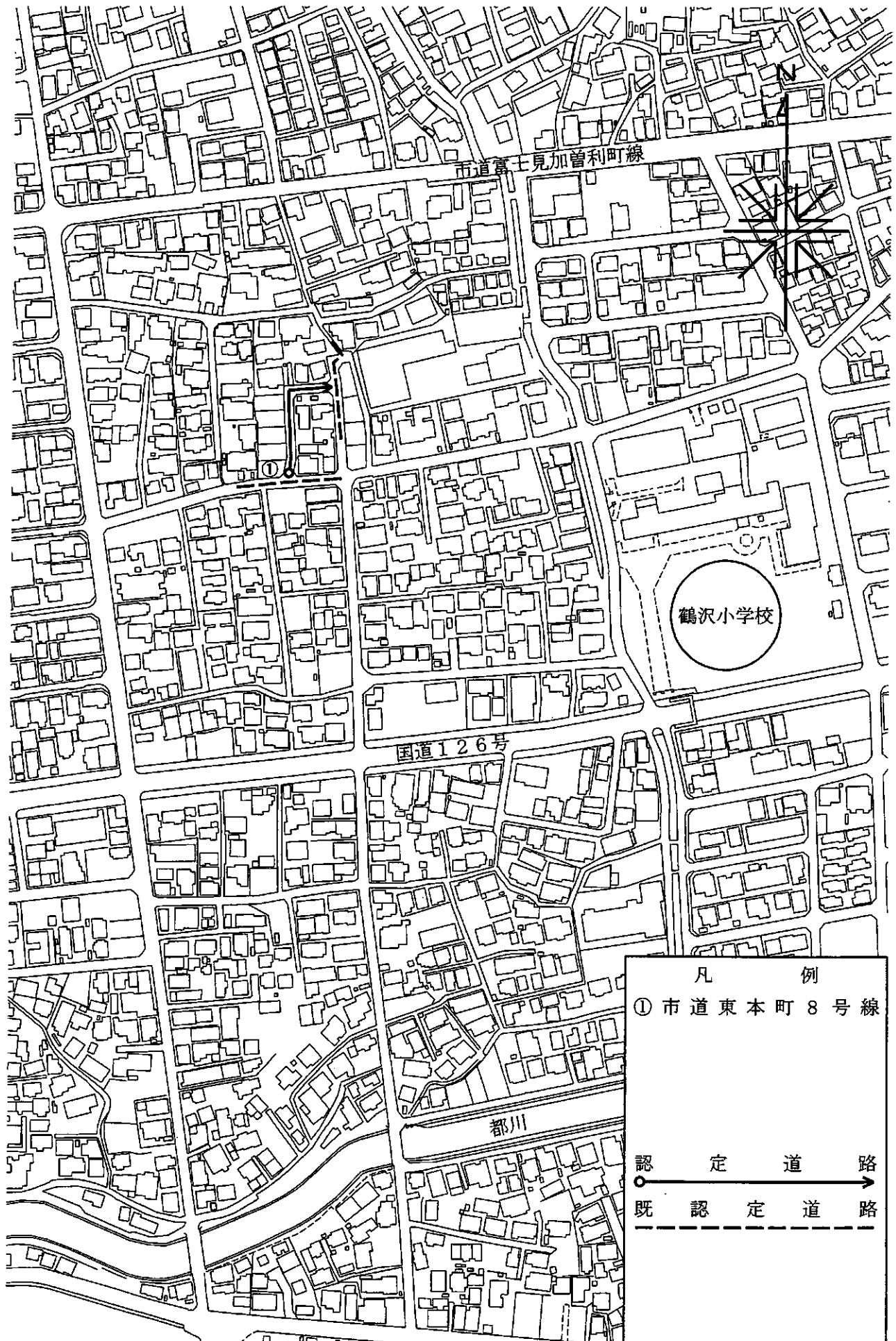
平成 2 8 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊谷俊人

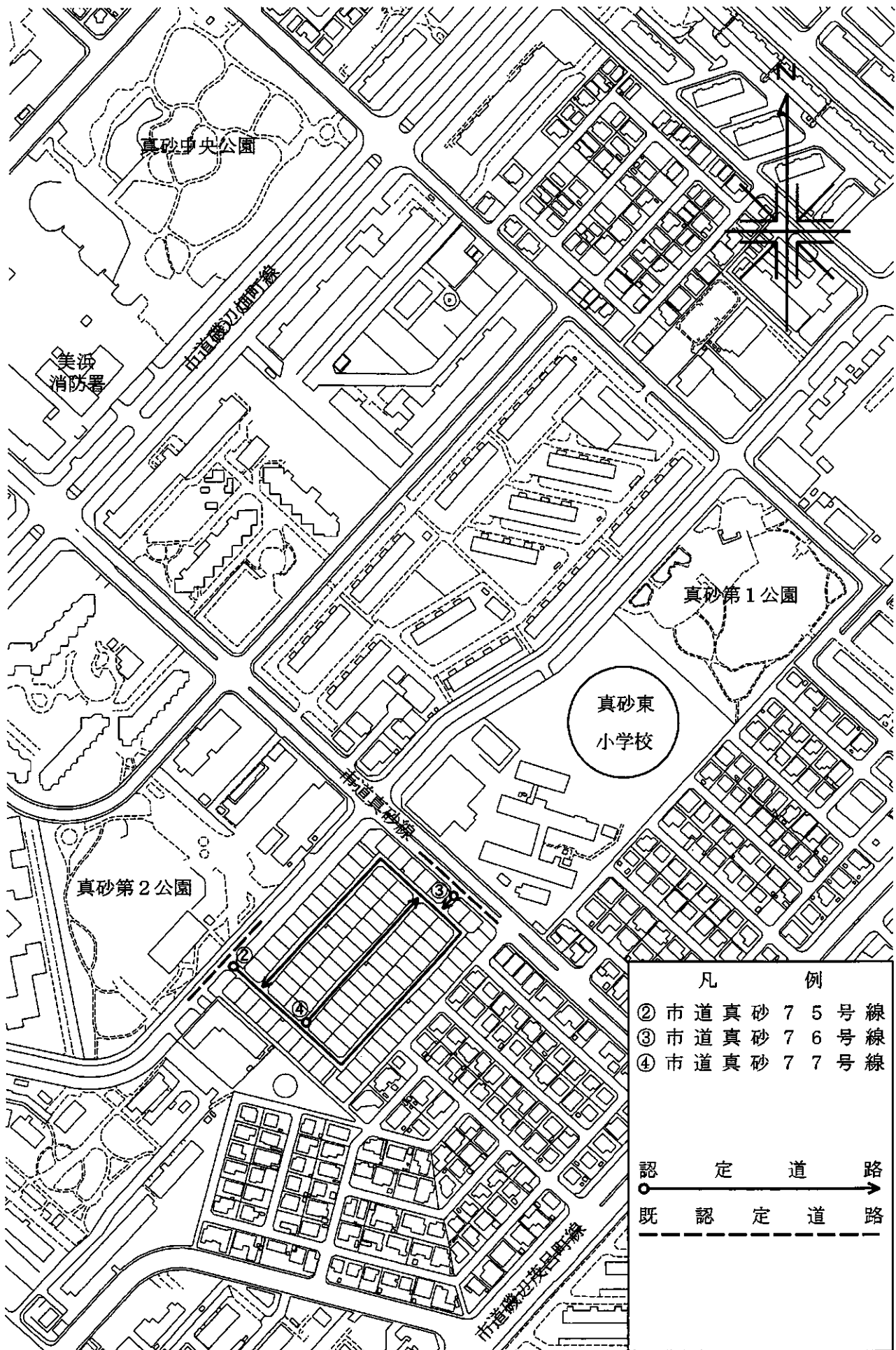
市道路線認定調書

整理番号	路線名	起点	終点	市道路線認定図番号
①	東本町 8 号線	東本町地内	東本町地内	1
②	真砂 7 5 号線	真砂 3 丁目地内	真砂 3 丁目地内	2
③	真砂 7 6 号線	真砂 3 丁目地内	真砂 3 丁目地内	
④	真砂 7 7 号線	真砂 3 丁目地内	真砂 3 丁目地内	
⑤	大草町 1 1 7 号線	大草町地内	大草町地内	3
⑥	都町 1 6 4 号線	都町地内	都町地内	4
⑦	都町 1 6 5 号線	都町地内	都町地内	
⑧	高品町 2 2 0 号線	高品町地内	高品町地内	5
⑨	高品町 2 2 1 号線	高品町地内	高品町地内	
⑩	高品町 2 2 2 号線	高品町地内	高品町地内	
⑪	幕張 4 9 6 号線	幕張町 3 丁目地内	幕張町 3 丁目地内	6
⑫	高田町 2 9 4 号線	高田町地内	高田町地内	7
⑬	高田町 2 9 5 号線	高田町地内	高田町地内	
⑭	高田町 2 9 6 号線	高田町地内	高田町地内	
⑮	高田町 2 9 7 号線	高田町地内	高田町地内	
⑯	高田町 2 9 8 号線	高田町地内	高田町地内	
⑰	高田町 2 9 9 号線	高田町地内	高田町地内	
⑱	高田町 3 0 0 号線	高田町地内	高田町地内	
⑲	高田町 3 0 1 号線	高田町地内	高田町地内	
⑳	高田町 7 0 3 号線	高田町地内	高田町地内	
㉑	川戸町 8 3 号線	川戸町地内	川戸町地内	
㉒	若葉 1 4 号線	若葉 3 丁目地内	若葉 3 丁目地内	9

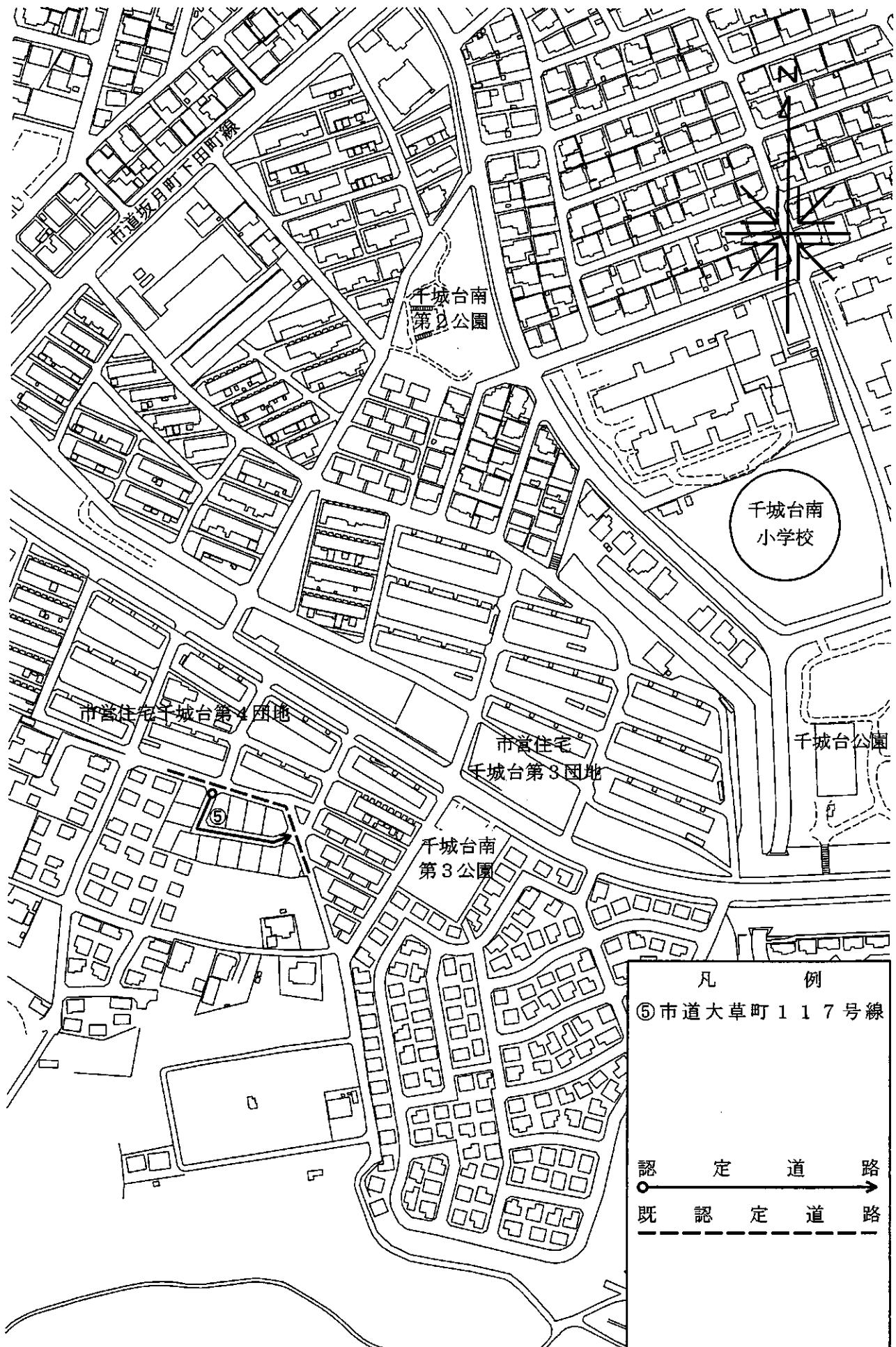
整理番号① 市道路線認定図1



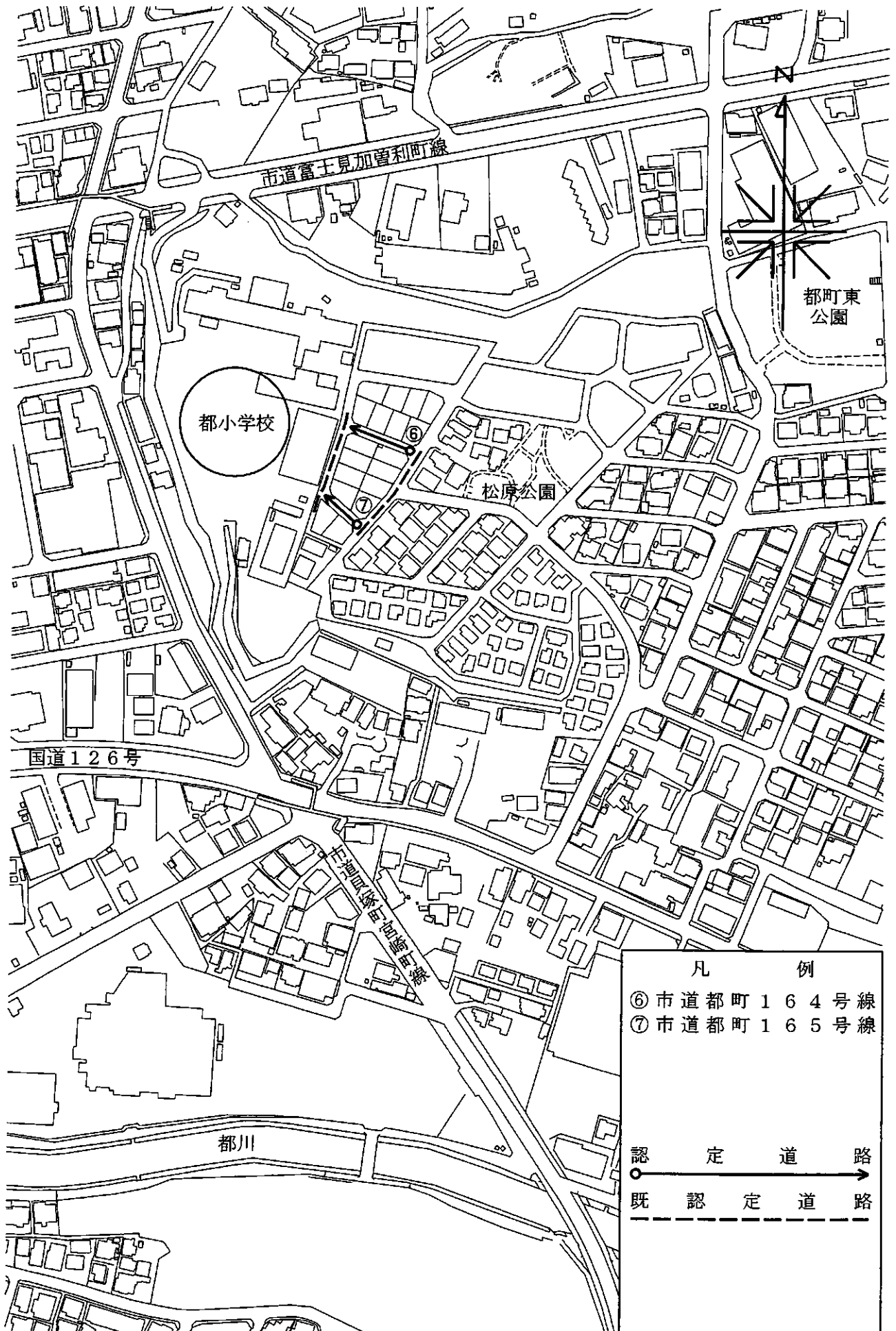
整理番号②～④ 市道路線認定図2



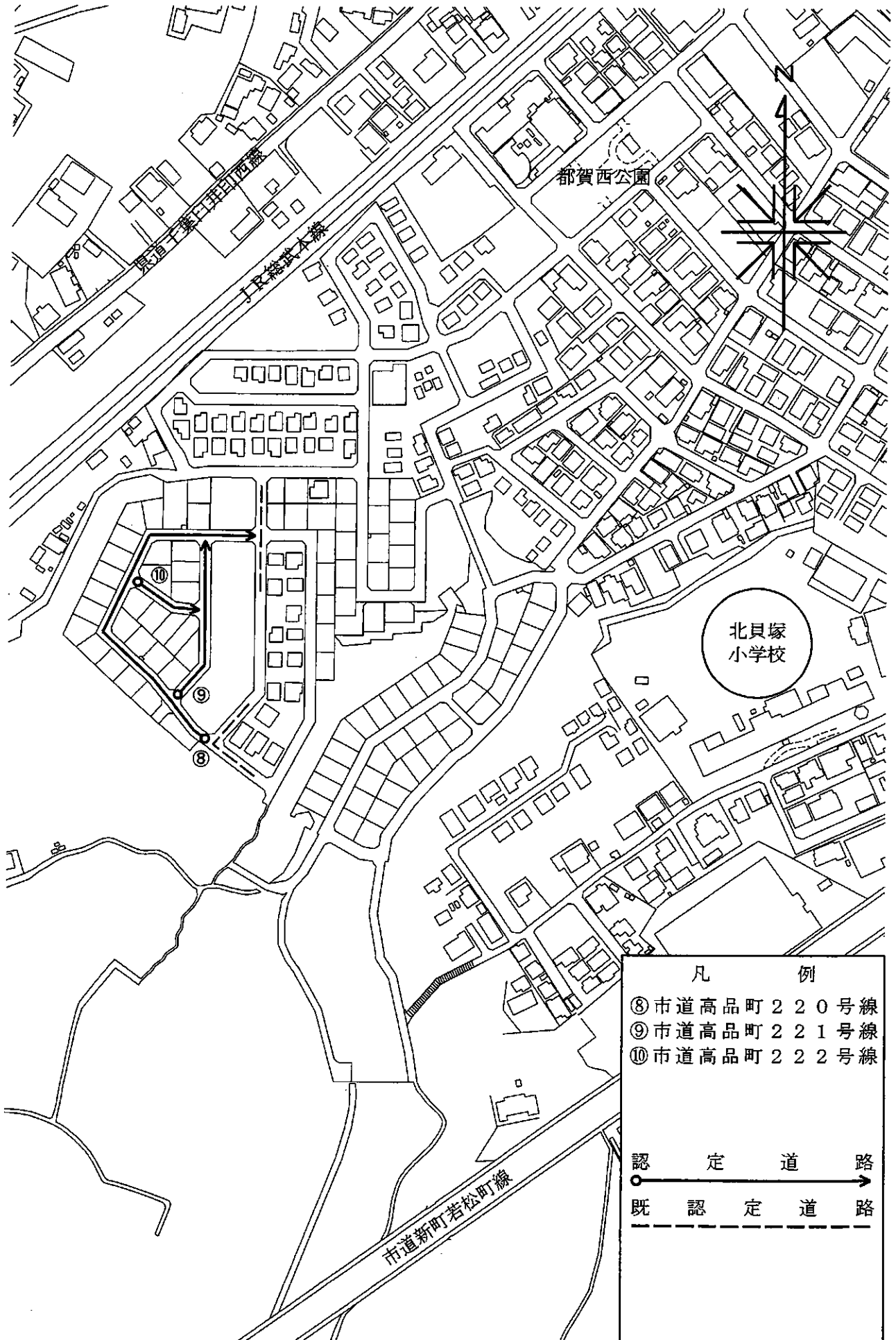
整理番号⑤ 市道路線認定図3



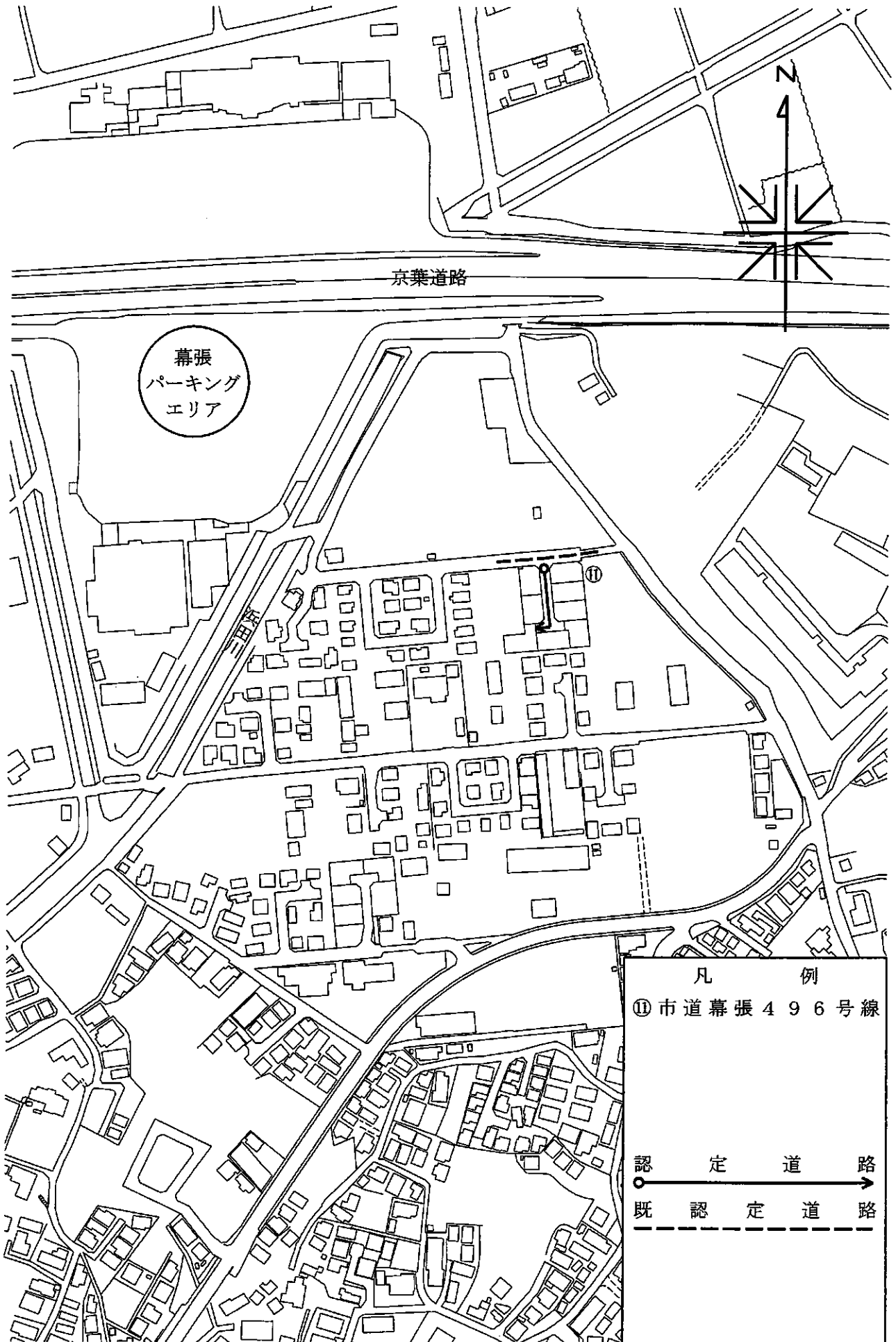
整理番号⑥⑦ 市道路線認定図4



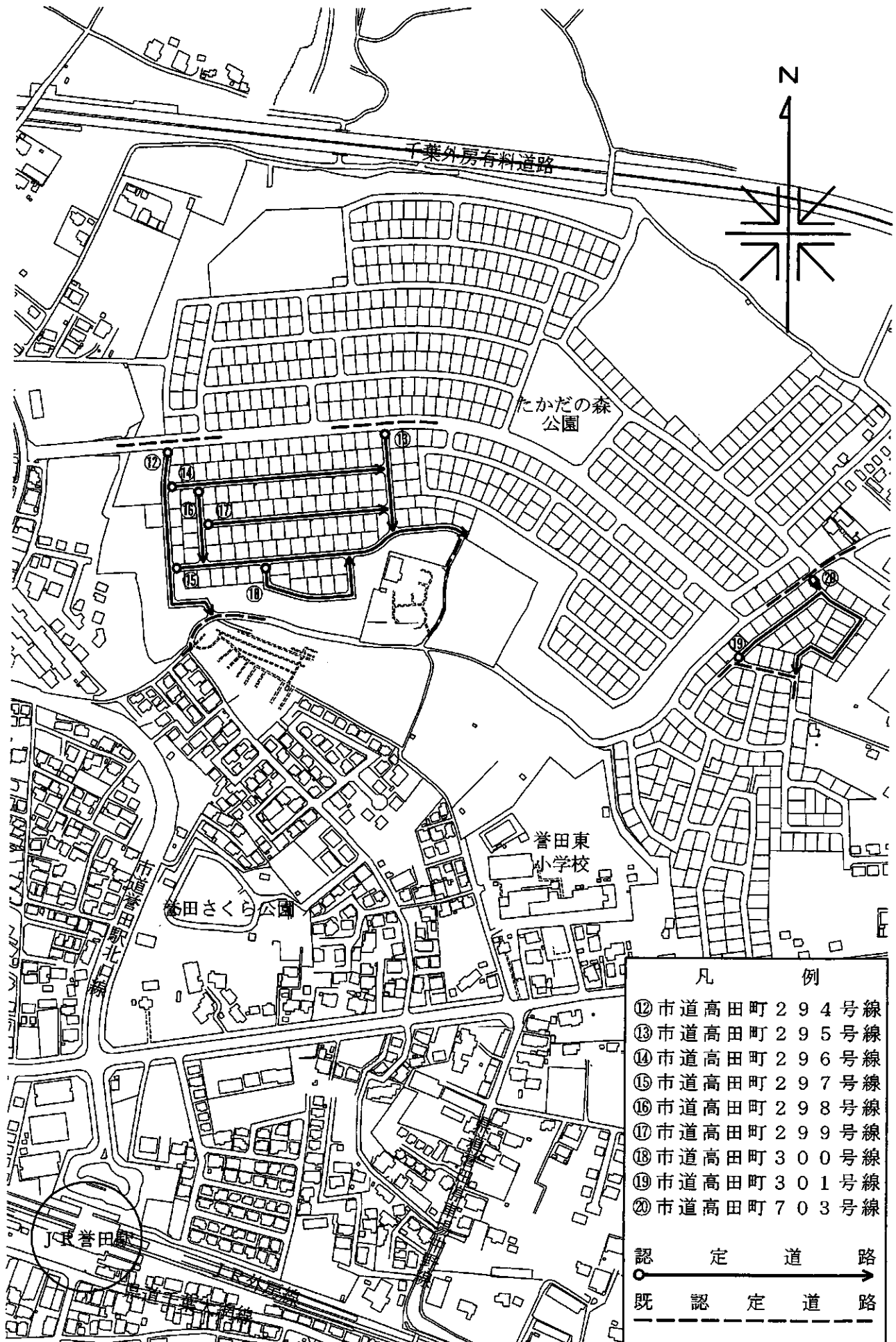
整理番号⑧～⑩ 市道路線認定図5



整理番号⑪ 市道路線認定図6

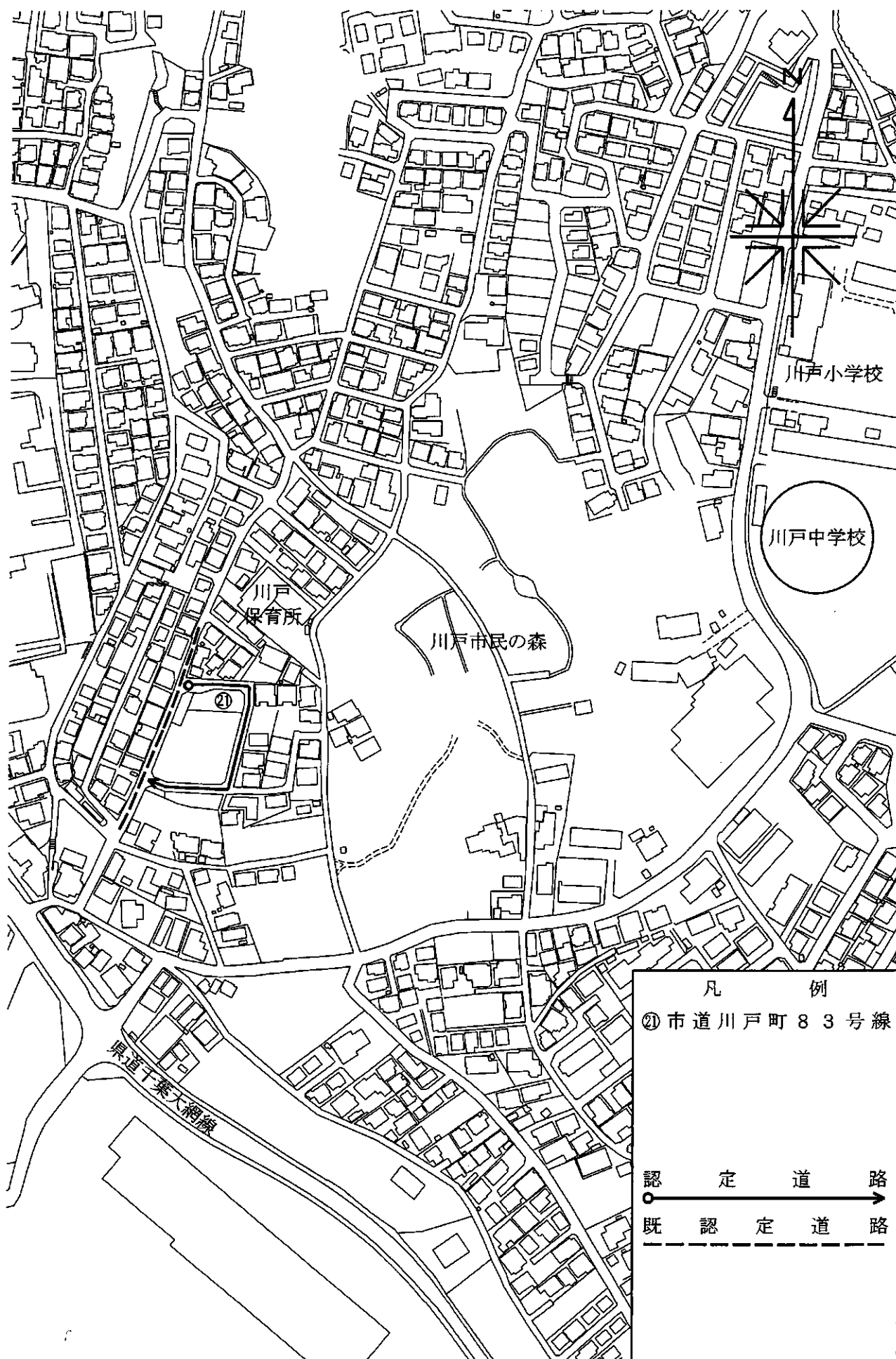


整理番号 ⑫ ~ ⑳ 市道路線認定図 7

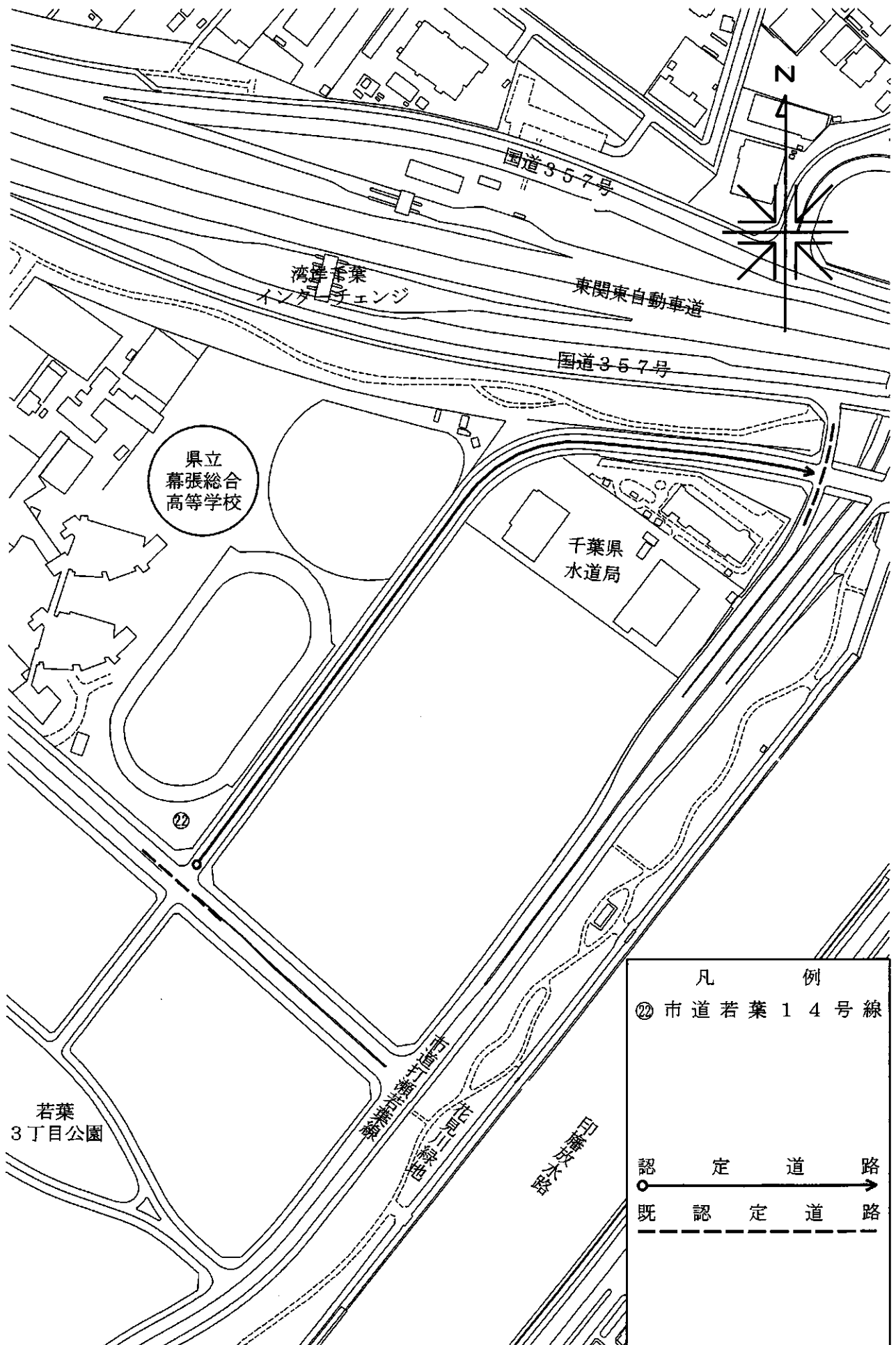


凡 例	
⑫	市道高田町 294 号線
⑬	市道高田町 295 号線
⑭	市道高田町 296 号線
⑮	市道高田町 297 号線
⑯	市道高田町 298 号線
⑰	市道高田町 299 号線
⑱	市道高田町 300 号線
⑲	市道高田町 301 号線
⑳	市道高田町 703 号線
認 定 道 路 ○—————→	
既 認 定 道 路 - - - - -	

整理番号②1 市道路線認定図8



整理番号②② 市道路線認定図9





議 案 説 明

市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第119号

平成27年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成27年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金2,792,072,398円のうち1,613,317,229円を減債積立金に積み立て、1,178,755,169円を資本金へ組み入れるものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第120号

決算の認定について

平成27年度千葉市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市一般会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市一般会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第 1 2 1 号

決算の認定について

平成 2 7 年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、
議会の認定を求める。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 平成 2 7 年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

平成 2 7 年度千葉市国民健康保険事業特別会計の決算について、地  
方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるもの  
であります。



議案第122号

決算の認定について

平成27年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市介護保険事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求められます。

議案第123号

決算の認定について

平成27年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成27年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第124号

決算の認定について

平成27年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成27年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第125号

決算の認定について

平成27年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市霊園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第126号

決算の認定について

平成27年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市農業集落排水事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第127号

決算の認定について

平成27年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市競輪事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第128号

決算の認定について

平成27年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市地方卸売市場事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第129号

決算の認定について

平成27年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成27年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。



議案第130号

決算の認定について

平成27年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市市街地再開発事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第131号

決算の認定について

平成27年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市動物公園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第132号

決算の認定について

平成27年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市公共用地取得事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第133号

決算の認定について

平成27年度千葉市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成27年度千葉市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算
(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市学校給食センター事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第134号

決算の認定について

平成27年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市公債管理特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第135号

決算の認定について

平成27年度千葉市病院事業会計決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市病院事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市病院事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第136号

決算の認定について

平成27年度千葉市下水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市下水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第137号

決算の認定について

平成27年度千葉市水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成27年度千葉市水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成27年度千葉市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。